



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………
……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…三
○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（同）…三
○開発行為に関する工事完了……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

告示

●東京都告示第千三百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月五日

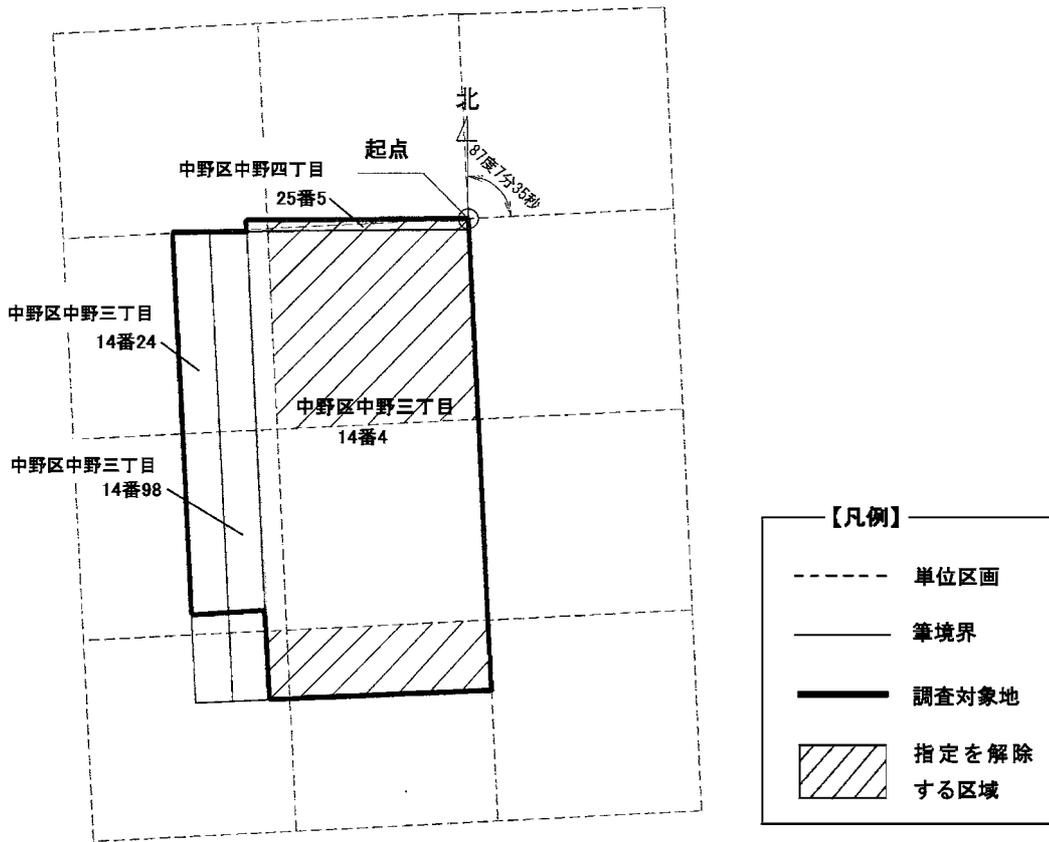
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区中野三丁目及び中野四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は、中野区中野四丁目 25 番 5 の最北端とする。

【格子の回転角度 (87 度 7 分 35 秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月五日

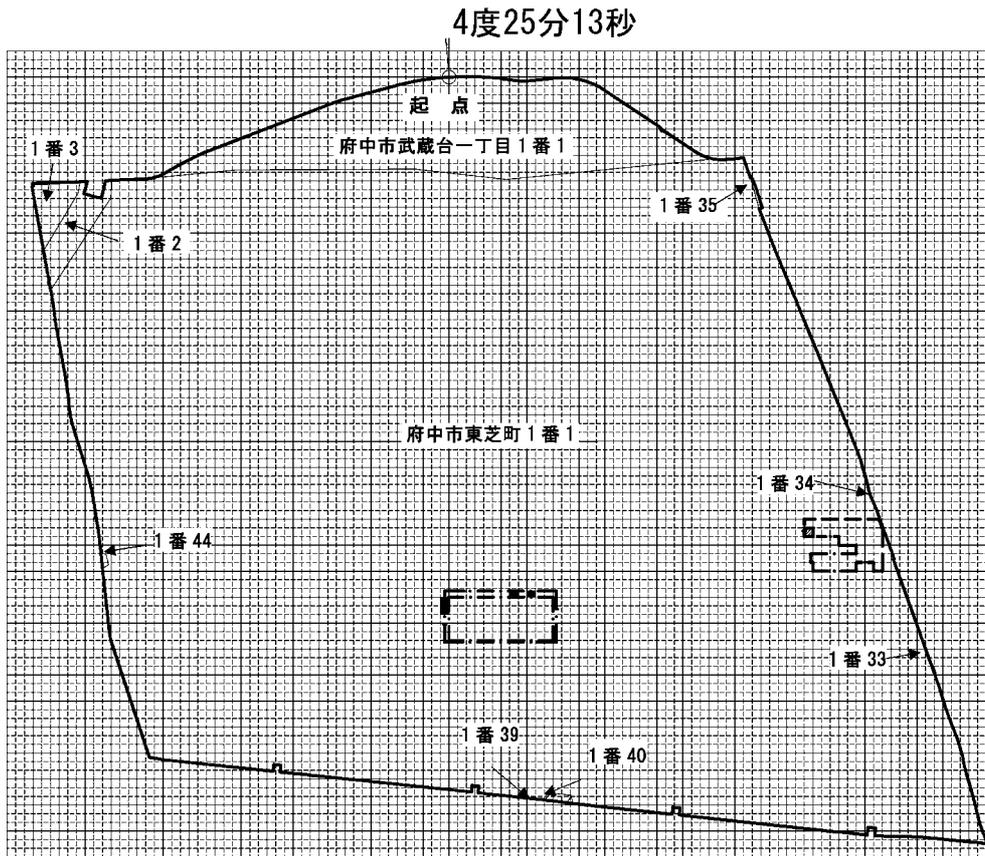
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市東芝町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】**
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - - - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1033号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(指定を解除する区域)

【起点】
 起点は府中市武蔵台一丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度4度25分13秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
 について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人キャリア権推進ネットワーク

二 代表者の氏名

諏訪 康雄

三 主たる事務所の所在地

中央区日本橋三丁目二番十四号 新横町ビル別館第一

一 名称

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会

二 代表者の氏名

鷺尾 公子、村居 多美子

三 主たる事務所の所在地

新宿区新宿一丁目二十四番七号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三
 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの
 で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
 に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二
 十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人災害人道医療支援会

二 代表者の氏名

甲斐 達朗

三 主たる事務所の所在地

目黒区大橋二丁目十二番九号 パレスKY三〇二

一 名称

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

二 代表者の氏名

青木 健太

三 主たる事務所の所在地

渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇

二 号

一 名称

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

二 代表者の氏名

古川 隆三郎

三 主たる事務所の所在地

千代田区内神田一丁目五番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年十月五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

東村山市青葉町二丁目二十二番七の一部(第二工区)
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克

府中市美好町三丁目三十五番一、同番二十二、同番二十三及び同番三十二
 府中市四谷四丁目五十二番一号
 南建設株式会社
 代表取締役 粕谷 勝彦

清瀬市元町二丁目九百四十一番十六、同番四十二及び同番四十三
 埼玉県所沢市日吉町二十八番七号
 株式会社フロンティアホーム
 代表取締役 中川 潤

東久留米市幸町二丁目九百二番一
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克

代表取締役 中川 潤
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

三〇円(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

